

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、武庫川において想定される最大規模の洪水が起こった場合に、当所が立地する市街地地域の広範囲で浸水被害が予想されており、本市市域の21%、塩瀬山口地区を除く南部地域では40%を超える範囲で浸水が予想されている。

特に、武庫川に近い範囲では3m以上、一部の地域では5mを越える浸水も予想されている。

また、夙川やその他の中小河川においても、想定しうる最大規模の降雨があった場合には、洪水による浸水被害が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、北部地域の山口町、名塩・東山台地区及び生瀬地区、並びに南部地域の苦楽園地区、甲陽園地区及び上ヶ原地区等において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震・津波：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は、今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率が最も高い26~100%以上の地域に分類されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度6弱の揺れと津波の発生が想定されている。

当市のハザードマップによると、想定される最大の津波浸水区域は、沿岸部から概ね鳴尾御影線までの範囲で、最高津波水位は海拔3.7mとされている。

(その他)

平成30年の台風第21号では、当市でも観測史上最大の高潮が発生し、沿岸部では浸水被害のほか、防潮堤や防潮門扉が破損するなどの大きな被害が発生した。また、この台風により、市内全域で8万軒以上の停電が発生した。

(2) 商工業者の状況【※市町全体のデータではなく、商工会又は商工会議所の管轄区域内のデータを記載してください】

- ・商工業者等数 12,146社 (H28)
- ・小規模事業者数 8,780社 (H28)

【内訳】 ※商工業者・小規模事業者数は概算

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
製造業その他	(1,461社)	(1,393社)	市内各地に点在しているが、湾岸部、鳴尾浜工業団地、及び西宮浜工業団地の一部は地震時の津波被害想定地域である。
商業(卸売・小売)	(3,042社)	(1,972社)	主要駅付近に分布しており、阪急神戸線より南側に広く点在している。阪急今津線周辺より東側は武庫川洪水時の浸水想定地域である。
サービス業	(7,643社)	(5,415社)	主要駅付近、及び阪急神戸線より南側に広く立地している。阪急今津線周辺より東側は武庫川洪水時の浸水想定地域である。
合計	12,146社	8,780社	—

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・「西宮市地域防災計画」の策定
昭和38年度に策定されて以降、毎年検討を加え、適宜修正が行われているほか、総合計画の策定や見直しの時期とあわせて、概ね10年程度を目安に、社会情勢等の変化を考慮した大幅な修正が行われている。
- ・防災訓練の実施
当市では、各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。
- ・防災備品の備蓄
当市では、災害に備え、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、資機材の備蓄が進められている。また、事業所等は、在勤者を対象とした7日分の非常用物資の備蓄に努めることとされている。

2) 当所の取組

- ・企業防災セミナーを開催し、ハザードマップや避難情報の理解を促している。
また、本セミナーで事業継続力強化計画の概要、メリット等を示すことで普及啓発を図っている。
- ・BCP作成ワークショップを開催し、事業継続力強化計画への認定申請への啓発普及を図るとともに、さらに高度化・精緻化するようにワークショップを企画しBCP作成を促している。
- ・所報にてBCPに取組んだ事業者を紹介している。

II 課題

過去に作成したBCP資料はあるものの更新が不十分であり、緊急時の取組や協力体制について漠然とした内容にとどまり、具体的な体制やマニュアルとして活用できるように整備されていない。

また、BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動が行き届いていない。

さらに、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。

III 目標

- ・西宮市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		
			BCPセミナー開催回数	BCP策定件数	事業継続力強化計画申請件数
12,146社	8,780社	R2	1	10	5
		R3	1	10	5
		R4	1	12	6
		R5	1	12	6
		R6	1	14	7

※ その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日）

- ・計画期間は5年とします。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画に基づき、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・年に1回、所報（約3,000部）や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、個社支援、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
啓発ポスターを商工会館、事務所内に掲示する。

2) 西宮商工会議所の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・定期的に当所、当市で現状確認及び意見交換を行う。

4) 訓練の実施

当所は市総合防災訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を定期的に行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）当所の職員においては、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
公共交通機関が不通の場合も上記と同様とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の対応を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し3日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1週に2回共有する
2週間～1ヶ月	1週に1回共有する
1ヶ月以降	1週に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

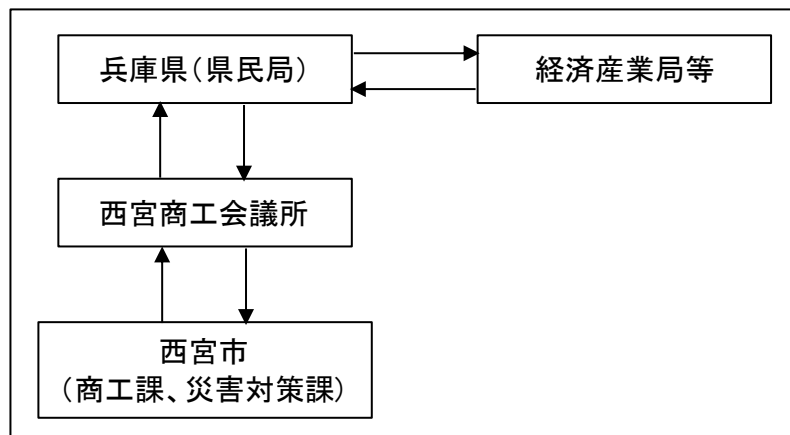
1) 発災時における連携方針

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

自然災害発生時、当所は当市（商工課）を通じて災害関連情報を共有する。

商工業者に対して、当所は被害地区を中心に電話、もしくは巡回調査する。

2) 指揮命令系統・連絡体制図



3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、被害調査シートを別途定め、2者で共有するものとする。

②被害額の算定基準

- ・被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に基づき、事業の復旧に必要な費用を見積ることとする。

4) 共有した情報の県等への報告方法

- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、西宮市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

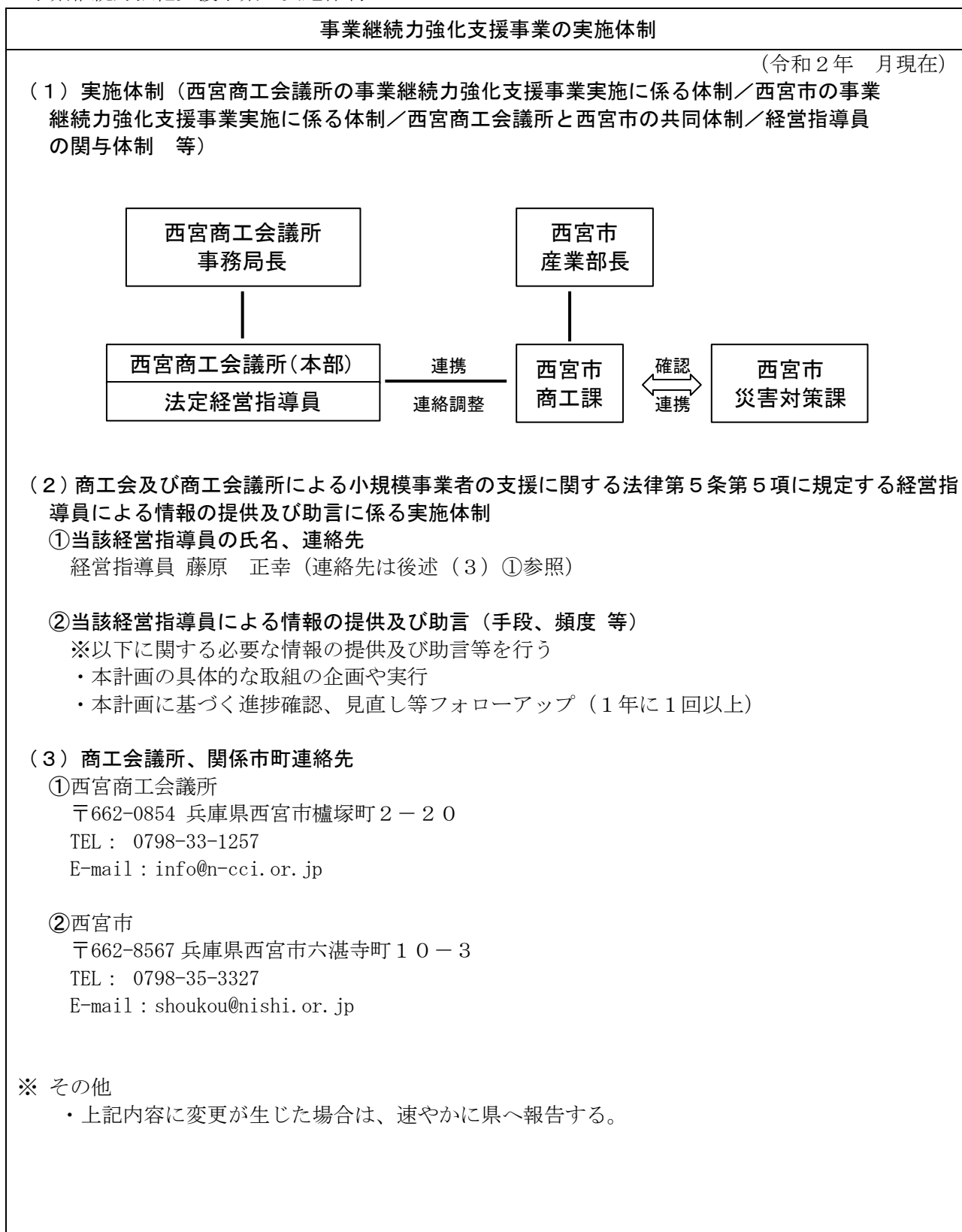
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	380	380	430	430	482
・ 専門家派遣費	160	160	210	210	262
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
西宮市事業委託、兵庫県補助金